IK INABATA & CO., LTD.
www.inabata.co.jp

第156回
定時株主総会招集ご通知

▶**日時**　平成29年６月23日（金曜日）
午前10時

▶**場所**　大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル９階　当社会議室
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

▶**決議事項**

第１号議案　取締役９名選任の件

第２号議案　監査役補欠者１名選任の件

稲畑産業株式会社

証券コード　8098

▶**目次**

第156回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
《添付書類》
事業報告 …… 10
連結計算書類 …… 33
計算書類 …… 36
監査報告 …… 39

証券コード　８０９８
平成２９年６月１日

株　主　各　位

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
稲畑産業株式会社
取締役社長　稲　畑　勝　太　郎

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成29年６月22日（木曜日）午後５時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月23日（金曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル９階　当社会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第156期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第156期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役補欠者１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせします。
※当社ウェブサイト　http://www.inabata.co.jp

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第156回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席願えない場合



■書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面（議決権行使書）による議決権行使における各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

行使期限｜平成29年６月22日（木曜日）午後５時10分 到着



■インターネット等による議決権の行使

当社の指定するインターネットウェブサイト（http://www.web54.net）より、行使期限までに議決権をご行使ください。
（ご不明な点は、43ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限｜平成29年６月22日（木曜日）午後５時10分 まで

二重に議決権をご行使された場合の取扱い

書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合	インターネット等により複数回またはパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合
インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。	最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（９名）は、任期満了となります。
つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
1	いなばたかつたろう **稲畑勝太郎** 昭和34年12月3日生 再任 所有する当社株式の数 60,100株 取締役会への出席状況 16回中16回（100％）	昭和64年１月　当社に入社 平成７年６月　当社取締役 平成９年６月　当社常務取締役 平成15年６月　当社取締役常務執行役員 平成17年４月　当社取締役専務執行役員 平成17年12月　当社代表取締役社長執行役員（現在） 【取締役候補者とした理由】 稲畑勝太郎氏は平成7年に取締役に就任後は常務取締役、取締役常務執行役員、取締役専務執行役員を歴任し、平成17年からは代表取締役社長執行役員を務めております。同氏はこのように長年にわたり当社の経営を担っており、経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】22年（本株主総会終結時）	―
2	あかおとよひろ **赤尾豊弘** 昭和34年12月19日生 再任 所有する当社株式の数 15,000株 取締役会への出席状況 16回中16回（100％）	昭和57年４月　当社に入社 平成16年６月　当社情報画像本部長 平成17年６月　当社執行役員 平成22年６月　当社取締役執行役員 平成23年４月　当社電子機能材本部長 平成24年４月　当社情報電子第一本部長・情報電子第二本部長・情報電子第三本部長 平成25年４月　当社情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・情報電子第三本部担当 平成25年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社化学品本部担当・生活産業本部担当 平成27年６月　当社代表取締役専務執行役員（現在） 平成28年４月　当社情報電子・化学品・生活産業セグメント担当、欧米地区担当（現在） 【取締役候補者とした理由】 赤尾豊弘氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである情報電子事業の責任者を務めてきました。また、経営者としては平成22年に取締役に就任後は取締役常務執行役員を経て、平成27年からは代表取締役専務執行役員を務めており、情報電子・化学品・生活産業セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】7年（本株主総会終結時）	稲畑ファインテック株式会社 取締役 TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 取締役

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
3	横田健一（よこた けんいち） 昭和37年11月3日生 再任 所有する当社株式の数 11,000株 取締役会への出席状況 16回中16回（100%）	平成８年７月　当社に入社 平成16年７月　当社財務経理室長 平成17年６月　当社執行役員 平成20年６月　当社取締役執行役員 経営企画室長 平成21年５月　当社内部監査室担当 平成21年６月　当社財務経営管理室長 平成23年４月　当社経営企画室副室長 平成25年４月　当社財務経営管理室担当・海外事業室副室長 平成25年６月　当社リスク管理室担当 平成26年６月　当社取締役常務執行役員（現在）業務管理室担当 平成28年４月　当社財務経理・IR・業務推進・リスク管理担当、海外管理担当（現在） 平成28年６月　当社総務広報・情報システム担当（現在） 【取締役候補者とした理由】 横田健一氏は長年にわたり主に財務経理部門の責任者を務めてきました。また、経営者としては平成20年に取締役に就任し、平成26年からは取締役常務執行役員を務めており、総務広報・情報システム・財務経理・IR・業務推進・リスク管理といった管理部門を担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】9年（本株主総会終結時）	―
4	佐藤友彦（さとう ともひこ） 昭和30年6月22日生 再任 所有する当社株式の数 16,400株 取締役会への出席状況 16回中16回（100%）	昭和53年４月　当社に入社 平成22年６月　当社住環境本部長 平成24年６月　当社執行役員 平成25年６月　当社取締役執行役員 平成27年６月　当社取締役常務執行役員（現在）合成樹脂第二本部担当・住環境本部担当 平成28年４月　当社住環境セグメント担当、合成樹脂セグメント担当補佐（現在） 平成28年６月　当社人事担当（現在） 【取締役候補者とした理由】 佐藤友彦氏は長年にわたり住環境事業の責任者を務めてきました。また、経営者としては平成25年に取締役に就任し、平成27年からは取締役常務執行役員を務めており、住環境・合成樹脂セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】4年（本株主総会終結時）	―

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
5	すぎやま まさひろ **杉山勝浩** 昭和33年6月15日生 再任 所有する当社株式の数 6,900株 取締役会への出席状況 16回中16回(100%)	平成14年７月　当社に入社 平成22年６月　当社執行役員 合成樹脂第二本部長 平成26年４月　当社情報電子第一本部長（現在） 平成28年６月　当社取締役執行役員（現在） 【取締役候補者とした理由】 杉山勝浩氏は当社の主力事業である合成樹脂事業、情報電子事業両方で責任ある地位を務めてきました。また、経営者としては平成28年に取締役に就任しました。同氏は当社において幅広く豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】1年（本株主総会終結時）	―
6	やすえ のりおみ **安江範臣** 昭和32年3月13日生 新任 所有する当社株式の数 1,300株	昭和55年４月　当社に入社 平成25年４月　当社合成樹脂第一本部長（現在） 平成26年４月　当社コンパウンド統括室長 平成26年６月　当社執行役員（現在） 【取締役候補者とした理由】 安江範臣氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである合成樹脂事業で責任ある地位を務め、また、国内・海外グループ会社の社長経験もあり、グローバルかつ幅広い豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としました。	―
7	たかお よしまさ **高尾剛正** 昭和26年3月11日生 再任 社外取締役候補者 所有する当社株式の数 0株 取締役会への出席状況 16回中16回(100%)	昭和48年４月　住友化学工業株式会社（現　住友化学株式会社）に入社 平成15年６月　同社執行役員 平成18年６月　同社常務執行役員 平成20年６月　同社取締役常務執行役員 平成21年４月　同社代表取締役専務執行役員 平成24年４月　同社代表取締役副社長執行役員 平成27年４月　同社取締役副会長執行役員 平成27年６月　同社副会長執行役員 平成27年６月　当社取締役（現在） 平成27年６月　富士石油株式会社社外取締役（現在） 平成28年４月　住友化学株式会社顧問（現在） 【社外取締役候補者とした理由】 高尾剛正氏は化学業界に精通しており、総合化学メーカーの経営者として豊富な経験と幅広い見識を備えております。取締役会においては外部的視点による適切な助言をされており、当社が期待する社外取締役としての役割を十分に果たしております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。 【社外取締役在任年数】2年（本株主総会終結時）	住友化学株式会社 顧問 富士石油株式会社 社外取締役

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
8	なかむらかつみ **中村克己** 昭和28年6月23日生 再任 社外取締役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株 取締役会への出席状況 16回中15回(93.8%)	昭和53年４月　日産自動車株式会社に入社 平成12年１月　同社プログラム管理室プログラムダイレクター 平成13年４月　同社常務執行役員 平成15年７月　東風汽車有限公司（中国）総裁 平成20年５月　ルノー社（フランス）副社長 平成21年６月　日産自動車株式会社取締役 平成25年６月　カルソニックカンセイ株式会社取締役会長 平成27年６月　当社取締役（現在） 平成28年６月　カルソニックカンセイ株式会社会長（現在） 平成28年６月　関西エアポート株式会社社外取締役（現在） 平成28年６月　株式会社キトー社外取締役（現在） 【社外取締役候補者とした理由】 中村克己氏はグローバルに展開する大企業の経営者として豊富な経験と幅広い見識を備えております。取締役会においては外部的視点による適切な助言をされており、当社が期待する社外取締役としての役割を十分に果たしております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。 【社外取締役在任年数】2年（本株主総会終結時）	カルソニックカンセイ株式会社　会長 関西エアポート株式会社 社外取締役 株式会社キトー 社外取締役
9	かにさわとしゆき **蟹澤俊行** 昭和23年11月23日生 新任 社外取締役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株	昭和47年４月　東京ガス株式会社に入社 平成15年６月　同社執行役員 平成18年４月　同社常務執行役員 平成19年６月　同社取締役常務執行役員 平成22年４月　同社代表取締役副社長執行役員 平成24年４月　同社取締役 平成24年６月　同社顧問（現在） 平成24年６月　一般社団法人日本ガス協会副会長・専務理事 【社外取締役候補者とした理由】 蟹澤俊行氏は都市ガス事業者の国内最大手でありエネルギー業界のリーディング・カンパニーである企業の経営者として豊富な経験と幅広い見識を備えております。取締役会においては外部的視点による適切な助言を期待しており、当社の社外取締役としての役割を十分に果たしていただけるものと考えております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としました。	東京ガス株式会社 顧問

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．安江範臣及び蟹澤俊行の両氏は、新任の取締役候補者であります。
３．高尾剛正、中村克己及び蟹澤俊行の各氏は、社外取締役候補者であります。
４．高尾剛正氏は過去５年間において、当社の特定関係事業者である住友化学株式会社の業務執行者でありました。その経歴は上記の略歴に記載のとおりであります。

5．当社は、中村克己及び蟹澤俊行の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。中村克己氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、蟹澤俊行氏につきましては、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。なお、両氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は９ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準を満たしております。

6．高尾剛正及び中村克己の両氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、蟹澤俊行氏につきましては、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

7．「所有する当社株式の数」は平成29年３月31日現在の所有株式数であります。

第２号議案　監査役補欠者１名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、次の候補者を監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略　　歴	重要な兼職の状況
むら　なか　　とおる **村 中　　徹** 昭和40年6月3日生 再 任 補欠の社外監査役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株	平成７年４月　弁護士登録 平成19年11月　弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現在） 平成26年５月　古野電気株式会社社外監査役（現在） 平成27年６月　株式会社スズケン社外監査役（現在） 平成28年６月　株式会社カプコン社外取締役（現在） 【補欠の社外監査役の候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由】 村中　徹氏は、社外役員としての関与以外には直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により、客観的、積極的かつ公正な監査を行っていただけると判断し、補欠の社外監査役の候補者としました。	古野電気株式会社 社外監査役 株式会社スズケン 社外監査役 株式会社カプコン 社外取締役

(注) １．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．村中　徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．村中　徹氏とは、法令、定款に定める監査役の員数を欠くことにより社外監査役に就任された場合には、当社との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

４．村中　徹氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は９ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

５．「所有する当社株式の数」は平成29年３月31日現在の所有株式数であります。

以　上

＜ご参考＞

1．取締役及び監査役候補者の指名の方針及び手続

当社の取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」が例えば候補者に対する面談などを行うことにより、中長期的な企業価値の向上に貢献できるような資質や適性を見極め、取締役会の決定に客観性と公正性が付与されるよう努めております。

また、社外取締役・社外監査役の選任については、次項２．に定める「社外役員の独立性基準」に基づき選定しております。

2．社外役員の独立性基準

当社の社外取締役及び社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、下記のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断しております。

⑴ 現在または過去10年間において、当社及び当社の子会社の業務執行者（＊１）であった者

⑵ 過去３年間において、下記①から⑦のいずれかに該当した者

① 当社を主要な取引先とする者（＊２）またはその業務執行者

② 当社の主要な取引先（＊３）またはその業務執行者

③ 当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている（＊４）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

④ 当社の主要株主（＊５）またはその業務執行者

⑤ 当社の主要な借入先（＊６）またはその業務執行者

⑥ 当社より一定額を超える寄付（＊７）を受けた者または受けた団体に所属する者

⑦ 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者

⑶ 上記⑴及び⑵に掲げる者の配偶者または二親等内の親族

⑷ 当社の社外役員としての任期が８年を超える者

（＊１）「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。

（＊２）「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結総売上高の２％を超える支払いを、当社から受けた者をいう。

（＊３）「当社の主要な取引先」とは、当社の年間連結総売上高の２％を超える支払いを、当社に行った者をいう。

（＊４）「当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている」とは、役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の２％または1,000万円のいずれか高い方の額を超える金銭または財産を当社から得ていることをいう。

（＊５）「主要株主」とは、議決権所有割合が10％以上の株主をいう。

（＊６）「主要な借入先」とは、当社連結総資産の２％を超える借入先をいう。

（＊７）「一定額を超える寄付」とは、1,000万円を超える寄付をいう。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、個人消費が堅調な米国において景気回復が進みました。欧州では一部に改善の遅れがありましたが、中国を始めとするアジア新興国においては持ち直しの動きがみられ、全体として緩やかな景気回復が続きました。

一方、日本経済は、雇用情勢や企業収益の改善が進み、個人消費においても持ち直しの動きがみられましたが、海外情勢の先行き不透明感の高まりなどを背景に、景気回復のテンポは緩やかなものに留まりました。

こうした中、当社グループの連結ベースでの売上高は、586,630百万円（対前期比1.7%増）となりました。利益面では、営業利益12,616百万円（同11.0%増）、経常利益13,672百万円（同11.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9,687百万円（同1.9%増）となりました。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

《情報電子事業》

情報電子事業は、主力商材の販売伸長により売上が増加しました。

液晶関連では、偏光板原料の販売が減少しましたが、北東アジアにおける偏光板の販売は伸長しました。

インクジェットプリンター関連では、コンシューマー分野において国内向けが低調でしたが、海外向けが増加したこと、また産業用分野向けが引き続き堅調に推移し、全体として販売が伸長しました。

複写機関連では、国内主要顧客向けの材料販売が堅調に推移しましたが、その他国内外での販売が伸びず、全体では低調でした。

太陽電池関連では、国内のメガソーラー向けの販売が伸長しました。また欧州では関連部材の販売が伸長しました。二次電池関連では材料・装置の販売が伸長しました。

半導体関連では、材料・装置共に販売が好調でした。

これらの結果、売上高は221,023百万円（同4.4%増）となり、営業利益は3,992百万円（同4.1%増）となりました。

《化学品事業》
　化学品事業は、スペシャルティケミカル関連、パフォーマンスケミカル関連共に堅調でしたが、円高の影響により売上が横ばいとなりました。
　スペシャルティケミカル関連では、自動車分野においてエアバッグ用原料の販売が伸長しました。また放熱材原料の取引が利益面で貢献しました。樹脂原料・添加剤の販売は好調でした。
　パフォーマンスケミカル関連では、ニトロセルロースの輸入販売が低調でしたが、インキ用カーボンの販売が伸長しました。中国では、塗料・インク向け顔料の原料や中間体の販売が伸長しました。製紙業界向け薬剤の販売は伸長しました。
　これらの結果、売上高は48,047百万円（同0.3％減）となり、営業利益は1,003百万円（同0.8％減）となりました。

《生活産業事業》
　生活産業事業は、ライフサイエンス関連、食品関連共に堅調でしたが、円高の影響により売上が減少しました。
　ライフサイエンス関連では、米国での医薬品原料の販売が減少しましたが、国内向け抗生物質原料や新薬用原料の販売は好調でした。欧州子会社は利益面で大幅に改善しました。中国では、医薬中間体原料や健康ドリンク用原料の販売が好調でした。防・殺虫剤原料の販売は微増でした。
　食品関連では、水産品において国内向け冷凍魚やエビの販売が伸長しました。農産品では、ブルーベリーの販売が伸長しましたが、利益面では苦戦しました。冷凍果実・果汁の販売は減少しました。
　これらの結果、売上高は40,434百万円（同1.4％減）となりましたが、利益率の高い医薬関連の好調と欧州子会社の利益改善により営業利益は1,820百万円（同19.5％増）となりました。

《合成樹脂事業》
　合成樹脂事業は、注力分野である自動車関連の樹脂の販売が好調でしたが、円高や原油安に伴う販売単価の下落の影響があり、売上が横ばいとなりました。
　汎用樹脂関連では、日用品・食品容器向けの樹脂の販売が低調でした。建材・土木関連の販売は横ばいでした。
　高機能樹脂関連では、自動車向け樹脂の販売が国内外共に概ね好調でした。特に海外では中国において日系・非日系向けの販売が伸長しました。ＯＡや家電向け樹脂の販売は堅調でした。
　コンパウンド事業では、フィリピン拠点が受注の伸び悩みにより苦戦しました。

フィルム・シート関連では、コンビニ向け飲料用包材や電子部品用包材の販売が堅調でした。国内子会社は、原料単価の下落の影響もあり利益面で貢献しました。
スポーツ資材関連では、中国でのグリップテープの販売が伸長しました。
これらの結果、売上高は251,885百万円（同0.3%増）となり、営業利益は5,396百万円（同21.7%増）となりました。

《住環境事業》
住環境事業は、住宅建材関連が微減でしたが、環境資材関連の堅調により、売上が微増となりました。
住宅建材関連では、木質ボードメーカー向けの資材販売が堅調に推移しましたが、建材メーカー向け資材販売や海外販売が低調で利益面において苦戦しました。
環境資材関連では、住宅設備機器メーカー向けの資材販売は低調でしたが、海外販売や非住宅分野向けの資材販売が伸長しました。
これらの結果、売上高は25,064百万円（同1.0%増）となり、営業利益は260百万円（同38.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況
当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。また、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(3) 資金調達の状況
運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行６行と貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区　分	平成25年度 第153期	平成26年度 第154期	平成27年度 第155期	平成28年度 (当連結会計年度) 第156期
売上高 (百万円)	561,173	572,114	577,037	586,630
経常利益 (百万円)	12,454	13,217	12,257	13,672
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,669	8,630	9,510	9,687
1株当たり当期純利益	137円01銭	137円20銭	151円91銭	156円25銭
総資産 (百万円)	305,037	326,862	305,436	340,147
純資産 (百万円)	115,881	128,526	127,025	147,629
1株当たり純資産額	1,817円68銭	2,036円31銭	2,029円70銭	2,378円31銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第153期は、米国での回復、円安による輸出環境の改善などにより、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回りました。
3. 第154期は、個人消費が堅調な米国が世界経済を牽引し、日本経済も緩やかに景気回復が続いたことにより、売上高は増加し、営業利益は減少いたしました。一方、受取配当金の増加等により経常利益は増加したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失の計上等により減少いたしました。
4. 第155期は、アジア新興国や資源国の景気減速により弱さがみられたものの、日本経済は企業収益の回復や雇用情勢の改善が進み、緩やかに回復が進んだこと等により、売上高、営業利益は増加いたしました。一方、為替差損の計上等により経常利益は減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上等により増加いたしました。
5. 第156期は、日本経済は海外情勢の先行き不透明感の高まりなどを背景に、景気回復のテンポは緩やかなものに留まった一方で、個人消費が堅調な米国において景気回復が進み、中国を始めとする新興国においても緩やかな景気回復が続いたこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区　分	平成25年度 第153期	平成26年度 第154期	平成27年度 第155期	平成28年度 (当事業年度) 第156期
売上高 (百万円)	290,181	290,620	279,306	280,485
経常利益 (百万円)	5,588	8,304	9,849	7,472
当期純利益 (百万円)	3,493	5,722	8,147	7,884
1株当たり当期純利益	55円03銭	90円66銭	129円75銭	126円76銭
総資産 (百万円)	193,755	196,474	188,969	213,814
純資産 (百万円)	85,361	88,390	90,616	108,564
1株当たり純資産額	1,344円50銭	1,405円50銭	1,454円77銭	1,759円86銭

(注)　1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

⑸ 対処すべき課題

当社は、創業以来の社是ともいえる「愛」「敬」という人間尊重の精神に基づき、社会の発展に貢献することを「経営理念」として経営の根本に据えつつ、時代とともに変化する顧客と社会のニーズに応え、グローバルに事業を展開することにより、価値ある存在として常に進化を続けることを「当社の目指す姿＝Vision」とした経営を進めてまいります。

当社は、2014年春に2017年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「New Challenge 2016」を策定し、これまでその達成に取り組んでまいりました。2017年3月期は、売上高5,866億円、営業利益126億円、経常利益136億円、親会社株主に帰属する当期純利益96億円となり、いずれも過去最高の業績となりました。営業利益、経常利益につきましては計画目標を上回りました。

この度、当社は、今後とも持続的な成長を続け、更なる発展を確実にするとの決意のもと、新たに2021年3月期を最終年度とする4ヵ年の中期経営計画「New Challenge 2020」を策定しました。

新たな中期経営計画におきましては、最終年度の2021年3月期に、売上高7,300億円、営業利益155億円、経常利益160億円、当期純利益120億円の達成を目指しております。当社としましては、この中期経営計画の達成に向け、以下にあげますような施策を一つずつ着実に実行し、具体的な成果をあげていくことが当面の対処すべき課題と考えております。

1.海外事業の更なる拡大と深化

2.成長が見込める市場・未開拓分野への注力

・自動車、ライフサイエンス・医療、環境・エネルギー分野へ引き続き注力

・食品を含む農業分野への新たな展開

3.グローバルな経営情報インフラの高度化

・グループ全体最適の徹底

・海外事業のマネジメントの高度化と標準化

4.商社ビジネス拡大に向けた投資の積極化

5.保有資産の継続的な見直しと財務体質の強化

6.グローバル人財マネジメントの確立

当社としましては、これらの施策を着実に実行することにより、収益基盤を一層強化し、継続的な企業価値の向上に努めていく所存であります。

⑹ 企業集団の主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループの主要な事業及び主要商品は次のとおりです。

事業区分	主要商品
情報電子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染顔料、エレクトロニクス業界向け材料
化学品	自動車部品原料、樹脂・ゴム用原料、塗料・インキ・接着剤原料、製紙用薬剤、染料・染織資材
生活産業	医農薬原料、ファインケミカル、殺虫剤・トイレタリー原料、機能性食品原料、水産物、農産物、澱粉類
合成樹脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチックス、各種フィルム製品
住環境	木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材

⑺ 企業集団の主要拠点等（平成29年３月31日現在）

当社	大阪本社：大阪市中央区、東京本社：東京都中央区
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	シンガポール
INABATA THAI CO.,LTD.	タイ　バンコク
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	中国　香港
SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.	中国　上海
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	台湾
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ　ニューヨーク、ロサンゼルス、デトロイト
稲畑ファインテック株式会社	大阪市中央区

⑻ 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）
情報電子	329
化学品	403
生活産業	176
合成樹脂	2,706
住環境	35
その他	－
全社（共通）	178
合計	3,827

（注）1．従業員数は就業人員であります。
2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3．当連結会計年度から、管理区分を見直し、従来「その他」セグメントに含めていたホイスト、クレーンの設計、施工及び販売事業を「情報電子」セグメントに含めて表示しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
508名	10名増	41歳2ヶ月	14年0ヶ月

（注） 従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

⑼ 重要な子会社の状況（平成29年３月31日現在）

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	16,200千米ドル	100.0%	合成樹脂・化成品・半導体関連機器等の輸出入及び販売
INABATA THAI CO.,LTD.	449,400千バーツ	100.0	合成樹脂製品・化学品・食品等の輸出入及び販売
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	88,000千香港ドル	100.0	電子材料・化学品・合成樹脂製品・機械等の輸出入及び販売
SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD.	72,143千人民元	100.0	電子材料・合成樹脂・化学品等の輸出入及び販売
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	465,337千台湾ドル	100.0	電子材料・液晶製造装置・化学品・合成樹脂等の輸出入及び販売
INABATA AMERICA CORPORATION	23,500千米ドル	100.0	化学品・電子材料・食品・合成樹脂等の輸出入及び販売
稲畑ファインテック株式会社	422百万円	100.0	化成品・工業薬品・染料・糊剤・合成樹脂・包装関連資材等の販売

⑽ 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借　入　先	借　入　金　残　高
株式会社みずほ銀行	21,716百万円
株式会社三井住友銀行	17,128
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	14,938
三井住友信託銀行株式会社	6,718
日本生命保険相互会社	3,000
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	2,346
株式会社八十二銀行	1,300
住友生命保険相互会社	1,000

⑾ **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（＊）30～35％程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

（＊）総還元性向＝（配当金額＋自己株式取得額）÷連結純利益×100

当期の期末配当金につきましては、１株につき22円とさせていただきます。すでに、平成28年12月１日に実施済みの中間配当金１株当たり18円とあわせまして、年間配当金は１株当たり40円となります。

⑿ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

Ⅱ．会社の現況に関する事項

⑴　株式の状況（平成29年3月31日現在）

①　発行可能株式総数　　普通株式　200,000,000株

②　発行済株式の総数　　普通株式　63,499,227株

③　株主数　　5,247名

④　大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	13,836千株	22.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,250	5.3
JP MORGAN CHASE BANK 380684	2,847	4.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,395	3.9
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,736	2.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,353	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,327	2.2
稲畑　勝雄	1,161	1.9
株式会社みずほ銀行	1,114	1.8
GOVERNMENT OF NORWAY	991	1.6

(注) 1．当社保有の自己株式数(1,809,985株)につきましては、持株比率の計算より除いております。

2．「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。

3．上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

⑵　新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	稲畑 勝太郎	
代表取締役 専務執行役員	西村 修	合成樹脂セグメント担当、アジア地区担当 INABATA SANGYO(H.K.) LTD. 取締役 SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD. 取締役 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
代表取締役 専務執行役員	赤尾 豊弘	情報電子・化学品・生活産業セグメント担当、欧米地区担当 稲畑ファインテック株式会社 取締役 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
取締役 常務執行役員	横田 健一	総務広報・情報システム・財務経理・ＩＲ・業務推進・リスク管理担当、 海外管理担当
取締役 常務執行役員	佐藤 友彦	住環境セグメント担当、合成樹脂セグメント担当補佐、人事担当
取締役 執行役員	杉山 勝浩	情報電子第一本部長
取締役	高萩 光紀	JXホールディングス株式会社　名誉顧問
取締役	高尾 剛正	住友化学株式会社　顧問 富士石油株式会社　社外取締役
取締役	中村 克己	カルソニックカンセイ株式会社　会長 関西エアポート株式会社　社外取締役 株式会社キトー　社外取締役
常勤監査役	上杉 隆	
監査役	鈴木 修一	山田・合谷・鈴木法律事務所　弁護士 川崎近海汽船株式会社　社外監査役
監査役	高橋 慶孝	
監査役	森本 親治	株式会社ロックオン　顧問

（注）１．取締役 高萩光紀、高尾剛正及び中村克己は、社外取締役であります。
２．監査役 鈴木修一、高橋慶孝及び森本親治は、社外監査役であります。
３．監査役 森本親治は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役 高萩光紀及び中村克己並びに監査役 鈴木修一、高橋慶孝及び森本親治を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
５．なお、上記６名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

氏　名	担　当
小　田　吉　哉	化学品本部長
安　江　範　臣	合成樹脂第一本部長
大　橋　基　雄	東南アジア総支配人
幡　本　裕　之	リスク管理室長

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　分	人　員	支　払　額
取　締　役	１０名	279百万円
監　査　役	５名	46百万円
合　計	１５名	326百万円

（注）１．上記には、平成28年６月23日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名を含んでおります。
２．上記支払額のうち、社外取締役３名、社外監査役４名の報酬の合計額は46百万円であります。
３．株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額430百万円であります。
（平成18年６月29日開催の第145回定時株主総会決議）
４．株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額80百万円であります。
（平成18年６月29日開催の第145回定時株主総会決議）

③ 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 高萩光紀は、JXホールディングス株式会社の名誉顧問であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 高尾剛正は、住友化学株式会社の顧問及び富士石油株式会社の社外取締役であります。当社は住友化学株式会社との間に製品の購入及び商品の販売の取引関係があります。当社と富士石油株式会社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 中村克己は、カルソニックカンセイ株式会社の会長、関西エアポート株式会社の社外取締役及び株式会社キトーの社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外監査役 鈴木修一は、川崎近海汽船株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外監査役 森本親治は、株式会社ロックオンの顧問であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

ロ.社外役員の主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
高　萩　光　紀	社　外　取　締　役	当事業年度に開催した取締役会16回中14回（87.5%）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
高　尾　剛　正	社　外　取　締　役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100%）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
中　村　克　己	社　外　取　締　役	当事業年度に開催した取締役会16回中15回（93.8%）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
鈴　木　修　一	社　外　監　査　役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100%）に、また、当事業年度に開催した監査役会14回中14回（100%）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
高　橋　慶　孝	社　外　監　査　役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100%）に、また、当事業年度に開催した監査役会14回中14回（100%）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
森　本　親　治	社　外　監　査　役	平成28年６月23日就任以降に開催した取締役会13回中13回（100%）に、また、平成28年６月23日就任以降に開催した監査役会11回中10回（90.9%）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。

ハ.責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 高萩光紀、高尾剛正及び中村克己、社外監査役 鈴木修一、高橋慶孝及び森本親治が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

⑷ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人に支払う報酬等の額	77百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の支払額にはそれらの合計額を記載しております。
2.監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第１項の同意を行いました。
3.当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、タイにおけるPE TAX申告に必要な報告書の作成について対価を支払っております。
4.当社の重要な子会社のうち、INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.についてはKPMG LLP、INABATA THAI CO., LTD.についてはKPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.についてはKPMG HONG KONG、SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.についてはKPMG HUAZHEN、TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.については資誠聯合會計師事務所、INABATA AMERICA CORPORATIONについてはMAYER HOFFMAN McCANN P.C.の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがない等、解任が相当と認められる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態又はそのおそれが生じた場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人不再任に関する議案の内容を決定します。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

（内部統制システムの体制整備の基本方針）

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの体制整備の基本方針を次のとおり定めております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」を定める。

ロ.取締役又は執行役員を内部統制に係る責任者として任命し、内部統制委員会を設置する。

ハ.取締役又は執行役員をコンプライアンスに係る責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置する。

ニ.取締役又は執行役員を内部監査に係る責任者として任命し、内部監査室を設置する。

ホ.取締役又は執行役員を個人情報保護に係る責任者として任命し、個人情報保護法を遵守する体制を構築する。

ヘ.内部通報制度を構築し、コンプライアンスに違反する事実の発生における報告を受付け、また内部通報者を保護する体制をつくる。

ト.取締役はコンプライアンスに違反する事実を発見した場合には適時に他の取締役及び監査役に報告する。

チ.監査役はコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善を求める。

リ.就業規則に服務規律及び懲戒に関する事項を定め、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録し、適切に保存、管理する。また、職務執行に係るその他の記録については、文書管理規程に基づき適切に保存、管理する。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に関して、個々の損失の危険（財務、法務、環境、品質、与信、災害等のリスク）の領域毎に当該損失の危険に関する事項を統括する部署が、それぞれの危険の管理（体制を含む）に関する規程を策定し、適切に運用する。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.取締役会を原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

ロ.経営方針及び経営戦略に係る重要事項については取締役会への付議に先立ち取締役、監査役によって構成される経営会議、審査会議等において議論を行う。

ハ.定款に取締役会での決議の省略（書面決議）を定め、効率化を図る。

ニ.決裁基準を定め、権限の委譲をすることによって取締役の職務の執行の効率化を図る。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ.当社の「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」について、当社グループのすべての役員及び使用人に周知徹底を図る。

ロ.当社の取締役又は使用人を必要に応じて子会社の役員として派遣する。

ハ.グループ会社管理規程に基づき、子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告することを義務付ける。また、子会社に生じる重要な事項について、当社へ事前に申請し、承認を受けることを義務付ける。

ニ.子会社を統括する組織を設置し、その経営を監督し、指導する体制を構築する。

ホ.内部監査規程に基づき、子会社に対し内部監査を実施する。

ヘ.当社の内部通報制度について、子会社の役員及び使用人からも通報を可能とする体制を構築する。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制

監査役から監査役補助者の設置要請がある場合には、次の内容を含む社内規程を制定し、取締役から独立した適任者を任命する。

イ.監査役補助者は、監査役の指揮命令系統に服する。

ロ.監査役補助者の採用、異動、人事評価、給与、懲戒については、あらかじめ監査役会（監査役会が特定の監査役を指名した場合は当該監査役）の同意を得る。

ハ.監査役補助者の選出に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割を持つことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮する。

ニ.取締役及び使用人は、監査役補助者の業務遂行を不当に制約しない。

⑦　監査役への報告に関する体制

監査役に対する報告体制を整備するために、次の内容を含む社内規程を制定し、適切に運用する。

イ.当社グループの役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。

ロ.当社グループの役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、適時に当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。

ハ.当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、子会社管理等を所管する部署は、定期的又は必要に応じて、監査役会に対する報告会を実施する。

ニ.当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告する。

ホ.当社グループの役員及び使用人が当社監査役への報告を行ったことを理由として、報告者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ.代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ.監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は、内部統制システムの体制整備の基本方針に基づき、次のとおり運用しております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護について、それぞれ部会を設けるとともに、社外弁護士への通報などを取り入れた企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンスに関わる情報をいち早く認識し、対応できるようにしております。

また、稲畑産業コンプライアンス宣言及びコンプライアンスガイドラインなどを制定して全社的な取組みを図っております。一方、内部統制システムを構築、維持、推進していくために内部統制委員会を設けて内部統制の向上に取り組むとともに、内部監査室によって内部統制の評価や業務監査が行われ、より高いレベルの内部統制が行われ、コーポレート・ガバナンスが徹底されるようにしております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録しております。取締役会議事録及び職務執行に係わるその他の記録については、文書管理規程とその細則に基づき、適切に保存、管理しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に関して、コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護の部会を設け、企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置するとともに、リスク管理室、業務推進室、財務経営管理室、総務広報室が、それぞれの危険の管理に関する規程を策定し、適切に運用しております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役３名を含む９名で構成されており、当事業年度は16回開催しました。当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常勤の取締役、監査役によって構成される経営会議又は審査会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行っております。

稟議規程、部門決裁に関する規則等の決裁権限に関する規程・規則等を定め権限の委譲などによって取締役の職務の執行の効率化を図っております。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいては、グループ会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告しております。また、子会社は重要な事項については、当社に事前に申請し、承認を受けたうえで実施しております。

当社は、取締役、使用人を子会社の役員として派遣も行いながら、財務経営管理室が子会社を監督・指導しております。一方、内部統制を含む内部監査が子会社を含め当社グループ全体として行われております。当社が設置している企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）は子会社にも周知しており、子会社から当社への通報が可能となっております。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制

現在、監査役補助者は置いていませんが、監査役の職務の必要に応じ、適宜各部門の人員が支援する体制としています。

⑦　監査役への報告に関する体制

当社は監査役に対する報告に関する規程を制定し、適切に運用しております。

監査役は取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めております。また、取締役会、経営会議、審査会議等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

当社の企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）の担当部署は、企業倫理ヘルプラインへの連絡・相談の状況について、監査役へ報告しております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、社外監査役を含む監査役全員と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。

監査役が職務の執行に要した費用を会社に請求した場合、会社が負担しております。

⑹ 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社55社、関連会社15社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の５つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、住環境、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐にわたる事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損な

うものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

イ.重点施策の取組み

当社は、2021年３月期（平成33年３月期）を最終年度とする４カ年の中期経営計画「New Challenge 2020」を達成し、収益基盤の一層の強化及び継続的な企業価値の向上に努めるため、以下の６つの重点施策に取り組んでおります。

１.海外事業の更なる拡大と深化
２.成長が見込める市場・未開拓分野への注力
３.グローバルな経営情報インフラの高度化
４.商社ビジネス拡大に向けた投資の積極化
５.保有資産の継続的な見直しと財務体質の強化
６.グローバル人財マネジメントの確立

ロ.コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み

当社は、株主の皆様に対する経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、取締役の任期を１年としております。

これに加え、経営の透明性・公正性を確保し取締役会の監督機能を強化するため、独立性の高い社外取締役を複数選任しており、また、平成28年３月期より毎年、取締役会の実効性と透明性を向上させるため、取締役会評価（自己評価）を実施しております。

ハ.株主還元策について

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けております。株主の皆様への利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（＊）30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

（＊）総還元性向＝（配当金額＋自己株式取得額）÷連結純利益×100

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めております。

ロ.本対応方針が基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

1　本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2　本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、係る会社支配に対する基本方針の考え方に沿っ

て設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は３年間（平成31年６月開催予定の当社第158回定時株主総会終了後平成31年７月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時まで）であるところ、その発効・延長は当社株主の皆様の承認を前提としており、当社株主総会において継続が承認されなければ本対応方針は失効し、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

３　本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**238,441**
現金及び預金	27,365
受取手形及び売掛金	157,375
商品及び製品	43,293
仕掛品	579
原材料及び貯蔵品	3,020
繰延税金資産	734
その他	7,344
貸倒引当金	△1,271
固定資産	**101,705**
有形固定資産	**11,381**
建物及び構築物	4,634
機械装置及び運搬具	2,891
土地	2,878
建設仮勘定	50
その他	925
無形固定資産	**3,473**
投資その他の資産	**86,850**
投資有価証券	81,106
長期貸付金	659
退職給付に係る資産	2,721
繰延税金資産	675
その他	2,679
貸倒引当金	△991
資産合計	**340,147**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**150,517**
支払手形及び買掛金	87,777
短期借入金	51,800
未払法人税等	3,251
未払費用	1,044
賞与引当金	1,123
その他	5,519
固定負債	**41,999**
長期借入金	19,275
繰延税金負債	19,724
役員退職慰労引当金	33
投資損失引当金	114
債務保証損失引当金	318
退職給付に係る負債	1,191
その他	1,341
負債合計	**192,517**
(純資産の部)	
株主資本	**98,209**
資本金	9,364
資本剰余金	7,708
利益剰余金	83,205
自己株式	△2,069
その他の包括利益累計額	**48,048**
その他有価証券評価差額金	45,641
繰延ヘッジ損益	△18
為替換算調整勘定	2,701
退職給付に係る調整累計額	△275
非支配株主持分	**1,371**
純資産合計	**147,629**
負債純資産合計	**340,147**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**586,630**
売上原価		**543,889**
売上総利益		**42,740**
販売費及び一般管理費		30,123
営業利益		**12,616**
営業外収益		
受取利息	242	
受取配当金	1,309	
為替差益	56	
持分法による投資利益	401	
雑収入	791	**2,801**
営業外費用		
支払利息	1,294	
雑損失	451	**1,745**
経常利益		**13,672**
特別利益		
投資有価証券売却益	4,457	
投資有価証券評価損戻入益	296	
固定資産売却益	109	**4,862**
特別損失		
投資有価証券評価損	1,701	
減損損失	714	
債務保証損失引当金繰入額	300	
固定資産売却損	131	
投資損失引当金繰入額	110	**2,958**
税金等調整前当期純利益		**15,576**
法人税、住民税及び事業税	5,431	
法人税等調整額	0	**5,431**
当期純利益		**10,144**
非支配株主に帰属する当期純利益		456
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,687**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,364	7,708	75,909	△1,177	91,804
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,359		△2,359
親会社株主に帰属する当期純利益			9,687		9,687
自己株式の取得				△891	△891
連結子会社増加による減少額			△31		△31
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	7,296	△891	6,404
当期末残高	9,364	7,708	83,205	△2,069	98,209

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	31,858	△68	3,055	△612	34,233	987	127,025
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,359
親会社株主に帰属する当期純利益							9,687
自己株式の取得							△891
連結子会社増加による減少額							△31
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	13,782	49	△353	336	13,815	384	14,199
連結会計年度中の変動額合計	13,782	49	△353	336	13,815	384	20,604
当期末残高	45,641	△18	2,701	△275	48,048	1,371	147,629

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**116,859**
現金及び預金	7,870
受取手形	17,426
売掛金	68,694
商品	12,746
前渡金	184
前払費用	178
繰延税金資産	442
未収入金	1,859
短期貸付金	7,430
その他	183
貸倒引当金	△158
固定資産	**96,954**
有形固定資産	**3,143**
建物	1,526
構築物	12
機械及び装置	76
工具、器具及び備品	440
土地	1,084
建設仮勘定	2
無形固定資産	**2,838**
のれん	16
ソフトウエア	2,713
ソフトウエア仮勘定	99
その他	8
投資その他の資産	**90,972**
投資有価証券	72,577
関係会社株式	12,756
長期貸付金	182
従業員に対する長期貸付金	12
関係会社長期貸付金	2,625
差入保証金	7
破産更生債権等	849
前払年金費用	3,110
その他	225
貸倒引当金	△1,373
資産合計	**213,814**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**70,784**
支払手形	9,260
買掛金	48,747
短期借入金	2,603
1年内返済予定の長期借入金	4,944
未払金	1,508
未払費用	150
未払法人税等	2,219
前受金	377
預り金	126
前受収益	8
賞与引当金	826
その他	11
固定負債	**34,465**
長期借入金	13,255
長期未払金	87
繰延税金負債	19,467
長期預り金	1,072
退職給付引当金	263
債務保証損失引当金	318
負債合計	**105,249**
(純資産の部)	
株主資本	**65,019**
資本金	**9,364**
資本剰余金	**7,708**
資本準備金	7,708
利益剰余金	**49,935**
利益準備金	1,066
その他利益剰余金	48,869
固定資産圧縮積立金	5
別途積立金	41,240
繰越利益剰余金	7,623
自己株式	**△1,989**
評価・換算差額等	**43,545**
その他有価証券評価差額金	**43,553**
繰延ヘッジ損益	**△8**
純資産合計	**108,564**
負債純資産合計	**213,814**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**280,485**
売上原価		**262,141**
売上総利益		**18,343**
販売費及び一般管理費		13,161
営業利益		**5,182**
営業外収益		
受取利息	163	
受取配当金	1,882	
為替差益	128	
貸倒引当金戻入益	508	
雑収入	460	**3,143**
営業外費用		
支払利息	324	
貸倒引当金繰入額	98	
賃貸収入原価	234	
雑損失	195	**852**
経常利益		**7,472**
特別利益		
投資有価証券売却益	4,249	**4,249**
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	300	
投資有価証券評価損	231	**531**
税引前当期純利益		**11,190**
法人税、住民税及び事業税	3,346	
法人税等調整額	△39	**3,306**
当期純利益		**7,884**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	9,364	7,708	－	7,708	1,066	6	35,240	8,105	44,418	△1,097	60,394
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	－		－
剰余金の配当								△2,366	△2,366		△2,366
別途積立金の積立							6,000	△6,000	－		－
当期純利益								7,884	7,884		7,884
自己株式の取得										△891	△891
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△0	6,000	△482	5,517	△891	4,625
当期末残高	9,364	7,708	－	7,708	1,066	5	41,240	7,623	49,935	△1,989	65,019

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	30,263	△41	30,222	90,616
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△2,366
別途積立金の積立				－
当期純利益				7,884
自己株式の取得				△891
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	13,290	33	13,323	13,323
事業年度中の変動額合計	13,290	33	13,323	17,948
当期末残高	43,553	△8	43,545	108,564

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

稲畑産業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本　克己	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世　雅也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉　一史	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、稲畑産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

稲畑産業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本　克己	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世　雅也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉　一史	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告

当監査役会は、平成28 年４月1日から平成29年３月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容を確認いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月９日

稲畑産業株式会社　監査役会

常勤監査役　上杉　隆　㊞

社外監査役　鈴木　修一　㊞

社外監査役　高橋　慶孝　㊞

社外監査役　森本　親治　㊞

以　上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取扱いについて

⑴インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

⑵議決権の行使期限は、平成29年６月22日（木曜日）午後５時10分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑶書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって、複数回またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

⑴パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

⑵パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

⑶議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

⑴本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

⑵その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

5．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

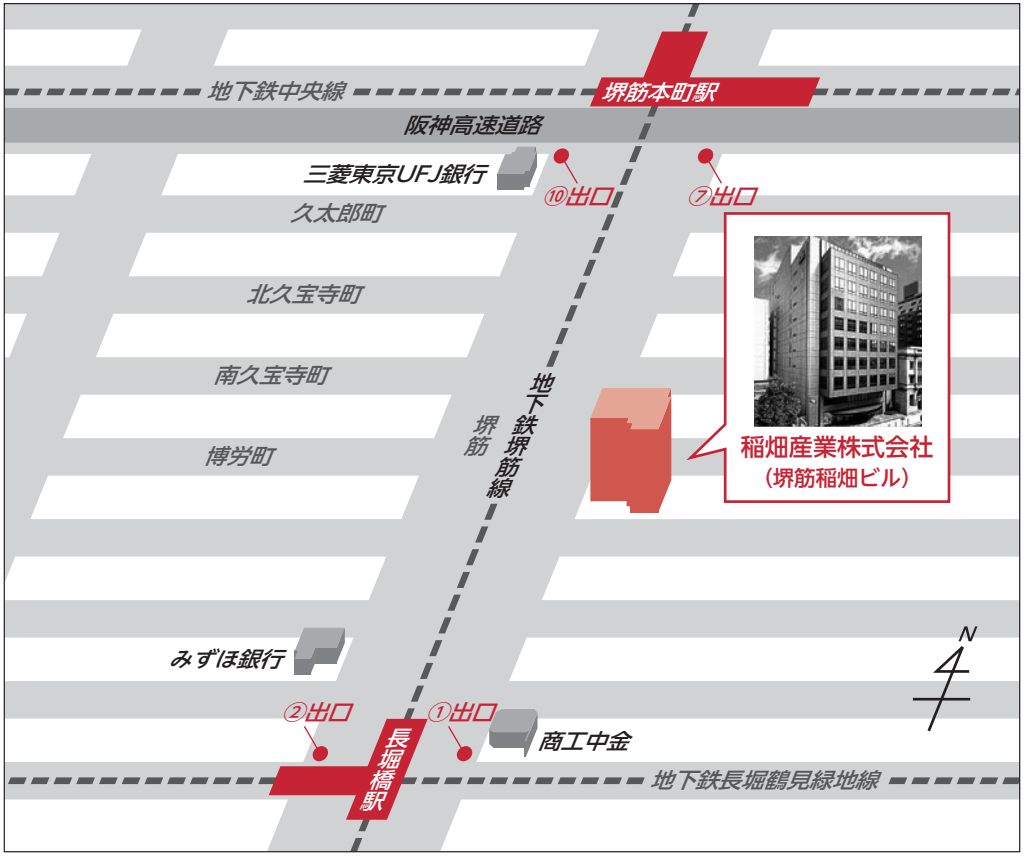
メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル９階　当社会議室
電話（06）6267-6051



▶交通のご案内

●地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線　**長堀橋駅**　①・② **出口より徒歩約５分**
●地下鉄中央線・堺筋線　**堺筋本町駅**　⑦・⑩ **出口より徒歩約７分**

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。